2　生産性及び品質の向上の促進

真珠養殖業者や真珠母貝養殖業者により生産される真珠及び真珠母貝の歩留り及び品質の向上に資する実証のための取組を推進する。特に、真珠母貝の安定生産が真珠養殖の生産性及び品質の向上において最も重要な要素の一つであることに鑑み、日本固有のアコヤ真珠の母貝安定生産の強化に資する取組を推進する。

また、真珠養殖産地間の真珠養殖及び真珠母貝養殖に係る技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法並びに知識の共有のための取組を推進する。さらに、真珠産業を底上げするための品質及び加工情報の表示に係る共通基準の策定に取り組む。

3　漁場の調査等

真珠母貝及び真珠の生産におけるリスク要因である有害赤潮、貧酸素水塊、水温変化等による被害を防止するため、漁場環境情報の収集や有害赤潮発生等予察技術の高度化を進め、漁場環境や有害赤潮発生等予察情報を真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者等関係者に対して迅速に提供することを推進する。

4　漁場の維持又は改善

真珠母貝及び真珠の生産におけるリスク要因を減退させ、更に安定した生産及び品質の向上を図るために、真珠養殖及び真珠母貝養殖の漁場が健全となるよう、アコヤガイ等の水産生物の生育環境を改善するためのヘドロの浚渫（しゅんせつ）の他に藻場の造成など漁場の維持又は改善に資する漁場等の整備を推進する。また、漁場改善計画に基づく漁場の維持又は改善の取組を推進する。

5　加工及び流通の高度化

我が国において生産及び加工されるアコヤ真珠並びに加工される南洋真珠について、国内外においてその高い品質に係る認知度を高め、日本ブランドを確立するよう取り組む。また、品質表示に係る共通基準の策定並びに産地、生産加工履歴等の情報の収集及び整備を推進する。生産、加工及び流通の事業の連携強化を進めることにより、浜揚げ入札会の効率的かつ効果的な運営に努める。

6　輸出の促進

オールジャパン体制によりアジアを中心に新たに創出される需要を捉えながら更なる輸出拡大を図るため、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化に関する情報の発信、真珠の干渉色、照り、巻き及び形といった真珠が固有に備える特徴を生かしたデザインの追求等による高付加価値化の推進及び海外展開に向けたブランド形成の取組、このブランド力を生かしたクールジャパン政策の活用、海外販路の拡大に向けた国内外の市場及び消費に関する情報収集及び提供、海外見本市への参加促進、海外からのバイヤーの招へい等による商談の機会の創出、欧米及び新興国等における真珠購買層の探索等により国際的な真珠集積地及び輸出拠点としての機能強化を推進する。

7　研究開発の推進等

真珠の生産性及び品質の向上並びに加工及び流通の高度化等を図るため、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等の連携強化の枠組みを設け、研究開発情報の共有を進めつつ真珠に係る優先的な研究課題の設定に努める。真珠は真珠生産者が育んだ自然環境に応えてアコヤガイ等が造り出す天然の宝石であること及び自然環境が変化に富むことに鑑み、生産者等の事業の実態を踏まえつつ、真珠母貝の安定生産の強化に資する研究開発を推進するとともに、特に耐病性のある真珠母貝育種等の喫緊の研究課題については優先的に推進する。

また、研究開発に係る連携強化の枠組みにおいて、赤変病のような病害の突発的な発生に対する備えを図るため、真珠生産に係る病害情報を共有するネットワークを構築するとともに、病害発生リスクを低減する取組の推進並びに真珠養殖産地間の真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者による技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法及び知識の共有のための取組を推進する。

8　人材の育成及び確保

挿核技術、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法などの真珠養殖業における重要技術や知見が地域のみならず全国的に伝承されるよう、人材育成を図るための取組を推進する。また、真珠養殖産地が過疎地域に集中していることに鑑み、他地域からの新規着業の促進に努める。

さらに、各産地の真珠養殖業者が技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法並びに知識を共有するための取組を推進しつつ、意欲のある人材の育成及び確保を図る。

第四　真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項

真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることについて、改めて国民の認識を高めることが真珠に係る宝飾文化の振興に有意義であることに鑑み、我が国における真珠の生産に関する歴史及び真珠と国民の生活文化との関連に係る知識の普及を図るため、真珠に係る宝飾文化の一つである冠婚葬祭、公式な式典等における真珠の利用の促進に努める。

また、真珠の干渉色、照り、巻き及び形といった真珠が固有に備える魅力並びに我が国の優れた生産技術及び加工技術が評価されることを基盤として日本の真珠のブランドが形成されていることを踏まえ、真珠に係るこれらの情報を国内外に発信するための機能の強化に努める。

第五　真珠の需要の増進のための施策に関する事項

真珠の博覧会、展覧会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、ブランドの維持のための検定の実施等の真珠の需要の増進のための取組を推進する。また、真珠生産地域への外国人観光客受入れの拡大等に向けた観光業界等の異業種との連携の取組を推進する。さらに、国際的なイベント等における、積極的な真珠の活用に努める。

○経済産業省告示第百三十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十条第一項の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者を登録したので、同法第百十二条の二第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	登録した年月日
トバセ電気工事株式会社	埼玉県越谷市砂原百八十番一	平成二十九年六月一日

○経済産業省告示第百三十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

学校の名称	変更年月日
国立大学法人北見工業大学	平成二十九年四月一日から（平成三十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする。）

○経済産業省告示第百三十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

学校の名称	最終の卒業者の卒業年月
福島県立小高工業高等学校	平成二十九年三月